



アマチュア資格規則

この規則はR&AルールズリミテッドとUSGAにより承認されたものである。

2016年1月施行

2016年アマチュア資格規則について

アマチュアゴルフには2つの本質的な特徴があり、この両方を兼ね備えたスポーツは稀です。

1. ゲームの規則は自律的に適用される。
2. プレーヤーが他のすべてのプレーヤーと対等の立場で競うことができる効果的なハンディキャップシステムがある。

これらの特徴はアマチュアゲームの大きな魅力ですが、この両方の特徴を兼ね備えるがために、金銭的な誘因が野放しでは、プレーヤーの誠実さが過度に圧迫され、ひいてはゲームそのものに弊害がもたらされるかもしれません。これを適切に制限することにより、アマチュアゴルファーを金銭的利益ではなくゲームの挑戦と競技の精神に集中させることをこの規則は目的としています。

とは言うものの、アマチュア資格規則は、成長の援助のために第三者からの支援を必要とする若い才能あるゴルファーを後押し

する必要性を認識しています。最近では、規則がずいぶん緩和されたので、関係する統括団体に見守られながら援助(金銭その他)を受けることで、プレーヤーが完全に能力を発揮できるように成長する機会が増えました。

この最新の規則では、アマチュアゴルファーが価値のあるチャリティーの支援をより簡単に行えるように、賞金に関する規則が改定されました。

R&AとUSGAはアマチュア資格規則が進化を続けることを期待していますが、コース、同伴ゴルファー、そしてゲームそのものが与えてくれる挑戦に対して純粹にゴルフを楽しむ何百万のゴルファーのためにアマチュア規則を保持していく立場はこれまでと変わりません。

R&Aルールズリミテッド
アマチュア資格委員会 委員長
F Keith Andrews

全米ゴルフ協会
アマチュア資格委員会 委員長
William W Gist IV

2015年9月

序文

R&Aはいつでもアマチュア資格規則およびアマチュア資格規則の解釈を修正する権限を有している。最新の情報については、**R&A**に問い合わせるか、www.randa.orgを参照のこと。

アマチュア資格規則の中では、人に関連して用いられている性は両性を含むものと理解される。

*日本国内におけるアマチュア資格規則の適用および解釈のガイドラインについては（公財）日本ゴルフ協会ホームページ（www.jga.or.jp）を参照のこと。

用語の定義

用語の定義をここではアルファベット順に並べて載せている。規則条文中では、この「用語の定義」に載っている語はゴシック体となっている。

1.アマチュアゴルファー (Amateur Golfer)

「アマチュアゴルファー」とは、競技としてプレーするか、娯楽としてプレーするかにかかわらず、職業としてでも、金銭的利益のためでもなく、ゴルフのもたらず挑戦のためにゴルフをプレーする人をいう。

2.委員会 (Committee)

「委員会」とは**統轄団体**のしかるべき**委員会**である。

3.ゴルフの手腕や名声 (Golf Skill or Reputation)

あるアマチュアゴルファーが「**ゴルフの手腕や名声**」を有しているかどうかの判断は、**統轄団体**の決定事項である。

一般的に次の場合にのみアマチュアゴルファーはゴルフの手腕を有していると一応考えられる。

- (a)アマチュアゴルファーが国、地区レベルの競技に優勝するか、あるいは国や地区、都道府県のゴルフ協会や連盟の代表に選ばれた場合。
- (b)エリートレベルで競技をした場合。
ゴルフの名声はゴルフの手腕を通じてのみ得られるものであ

り、そのような名声は、プレーヤーのゴルフの手腕が**統轄団体**によって決められた基準に該当して以後5年間は継続するものとみなされる。

4.統轄団体 (Governing Body)

どの国においてもアマチュア資格規則を管理する「**統轄団体**」とは、その国のゴルフ協会または連盟である。

注：日本では、（公財）日本ゴルフ協会（以下「日本ゴルフ協会」という）が**統轄団体**である。

5.ゴルフ技術の指導 (Instruction)

「**ゴルフ技術の指導**」とは、ゴルフの実技面、すなわち実際にゴルフクラブをスイングし、球を打つメカニズムを教えることを指す。

注：**ゴルフ技術の指導**にはゲームの心理学的な側面や、エチケットまたは**ゴルフ規則**を教えることは含まない。

6.ジュニアゴルファー (Junior Golfer)

「**ジュニアゴルファー**」とは、**統轄団体**によって決められた特定の年齢未満の**アマチュアゴルファー**をいう。

注：日本では満18歳以下の**アマチュアゴルファー**をいう。

7.賞品券 (Prize Voucher)

「**賞品券**」とは、プロショップ、ゴルフ倶楽部や他の小売店から商品やサービスを購入するためにその競技の**委員会**が承認した商品引換券、商品券、ギフトカードあるいはその他類似のものをいう。

8.R&A

「**アールアンドエイ**」は「**アールアンドエイ・ルールズ・リミテッド (R&A Rules Limited)**」の略である。

9.小売価格 (Retail Value)

賞品の「**小売価格**」とは、受賞の時点でその賞品を小売店で通常購入できる価格である。

10. 規則 (Rule or Rules)

「規則」という用語は、アマチュア資格規則とアマチュア資格規則裁定集に収録されている解釈をいう。

11. 表象的賞品 (Symbolic Prize)

「表象的賞品」とは、金や銀、セラミック、ガラスまたは類似のもので作られたトロフィーなどで、永久的かつ明確な彫刻がしてあるものをいう。

12. 記念品 (Testimonial Award)

「記念品」は特筆すべき業績やゴルフへの貢献に対して贈られる賞であって、競技の賞品とは区別されるものである。記念品は現金またはそれに類するものであってはならない。

13. USGA

「ユーエスジーエイ」とは、「全米ゴルフ協会 (the United States Golf Association)」の略である。

規則 1 アマチュアリズム

1-1. 通 則

アマチュアゴルファーは規則に従ってゴルフゲームをプレーし、行動しなければならない。

1-2. アマチュア資格

アマチュア資格は、アマチュアゴルファーとしてゴルフ競技でプレーするために必要な、普遍的な資格要件である。規則に違反した行動をとった人はアマチュアゴルファーとしての資格を失うことがあり、その結果、アマチュア競技への参加資格がなくなる。

1-3. 規則の目的

規則の目的は、アマチュアゴルフをプロフェッショナルゴルフとは異なるものとしてはっきりと区別し、ゴルフ規則やハンディキャップに関しては自主規制が原則であるアマチュアゴルフを行き過ぎたスポンサーシップや金銭的報酬によって生じる圧力から解放することにある。

適切な制限と制約を課すことで、この規則はアマチュアゴルファーが金銭的利益よりもゴルフへの挑戦とゴルフの持つ本来の楽しみに専念出来ることを意図している。

1-4. 規則についての疑問

これから行おうとしている行為が規則で許されるかどうか迷っている人は、統轄団体に相談するべきである。

また、アマチュアゴルフ競技やアマチュアゴルファーの参加する競技を開催する主催者やスポンサーが、その企画が規則に従っているかどうかについて疑問のある場合は、統轄団体に相談するべきである。

規則 2 プロフェッショナリズム

2-1. 通 則

アマチュアゴルファーはプロフェッショナルゴルファーとして行動をしたり、自らをプロフェッショナルゴルファーと名乗ったりしてはならない。この規則を適用する場合、プロフェッショナルゴルファーとは次の人をいう。

- 自分の職業としてゲームをプレーする人
- プロフェッショナルゴルファーとして働く人
- プロフェッショナルとしてゴルフ競技に参加する人
- プロフェッショナルゴルフ協会 (PGA) の会員資格を持つ人
- プロフェッショナルゴルファーにだけ限定したプロフェッショナルツアーの会員資格を持つ人

例外：アマチュアゴルファーは、ある種のPGAの会員資格を持つことができる。ただし、その会員種別がプレーの権利を与えるものではなく、単に管理目的のためであることを条件とする。

注1：アマチュアゴルファーは、他の点で規則に触れるようなことをしていなければ、結果としてプロフェッショナルゴルファーの地位を獲得できなかったとしても、プロフェッショナルゴルファーとしての自分の可能性を試すことができる。また、ゴルフ

ショップで働いて給料や報酬を受け取ることができる。

注2:アマチュアゴルファーは、プロフェッショナルツアーのメンバーの資格を得るために、または複数のクオリファイイング競技で競技しなければならない場合、プレーの前にその競技で賞金を受け取る権利を文書で放棄しておくことを条件にアマチュア資格を喪失することなくそうしたクオリファイイング競技に申し込み、プレーすることができる。

2-2. 契約と合意

a. 国のゴルフ協会や連盟

アマチュアゴルファーは、自国のゴルフ連盟や協会と契約や合意を締結することができる。ただし、**規則**に規定されている場合を除き、アマチュアゴルファーである間は直接的にも間接的にも報酬その他いかなる金銭的利益も得てはならないことを条件とする。

b. プロフェッショナル・エイジェント、スポンサーや第三者

アマチュアゴルファーは第三者（プロフェッショナル・エイジェントやスポンサーに限定されない）と契約や合意を締結することができるが、以下のことを条件とする。

- (i) ゴルファーが18歳以上であること。
- (ii) その契約や合意が単にそのゴルファーのプロフェッショナルゴルファーとしての将来に関するものであり、特定のアマチュアイベントやプロフェッショナルイベントでアマチュアゴルファーとしてプレーすることを条件として要求するものでないこと。
- (iii) **規則**で別途規定されている場合を除き、そのアマチュアゴルファーはアマチュアである間は直接的にも間接的にも報酬その他いかなる金銭的利益を受けないこと。

例外: 特殊な個々の状況において、18歳未満のアマチュアゴルファーは、契約を締結することの許可を**統轄団体**に申請することができる。ただし、その契約は12ヶ月以下の期間で更新のないも

のであることを条件とする。

注1:アマチュアゴルファーは**規則**に従うことを確実にするためにいかなる第三者との契約や合意に署名する前に**統轄団体**に相談することが勧められる。

注2:アマチュアゴルファーが教育機関のゴルフ奨学金を受ける場合（規則6-5）、あるいは将来そのような奨学金を申し込む場合、いかなる第三者機関との契約や合意が適切な奨学金基準に基づく正当なものであることを確実にするために、そのような奨学金を管理する国の団体や関連する教育団体に相談することが勧められる。

規則3 賞品

3-1. 賞金のためのプレー

a. 通則

アマチュアゴルファーはマッチ、競技あるいはエキシビションで、賞金やそれと同等のものを目的にゴルフプレーをしてはならない。しかしながら、アマチュアゴルファーは参加前にそのイベントでの賞金を受け取る権利を放棄することを条件に、賞金または同等のものが提供されているゴルフマッチ、競技あるいはエキシビションに参加することができる。

例外: ホールインワン賞（規則3-2b参照）。

b. チャリティーのための賞金

アマチュアゴルファーは、その主催者が事前に統轄団体の承認をまず得ることを条件に、賞金やそれと同等のものが広く認められたチャリティーに寄付されるイベントに参加することができる。

（規則の目的と精神に反した行為-規則7-2参照）

3-2. 賞品の限度額

a. 通則

アマチュアゴルファーは、小売価格75,000円を超える賞品、あるいは**統轄団体**によって決められることがあるそれより小額の賞品（象徴的賞品を除く）や**賞品券**または同等のものを受け取って

はならない。この限度額は、アマチュアゴルファーが1競技、または1つのシリーズ競技で受け取る賞品や賞品券の合計額に対し適用する。

例外：ホールインワン賞-規則3-2b参照。

注1：賞品の限度額は、すべての形式のゴルフ競技に適用され、ゴルフコース上、ドライビングレンジやゴルフシミュレーターかどうかを問わず、ニヤレスト・ザ・ホールやロンゲスト・ドライブの競技も含む。

注2：個々の賞品の小売価格についての立証責任はその競技を運営する委員会にある。

注3：グロス競技あるいはハンディキャップ付競技の各クラスでの賞品価格の総額は、18ホール競技では規定されている限度額の2倍の額以下、36ホール競技では3倍の額以下、54ホールでは5倍の額以下、72ホールでは6倍の額以下とすることを勧める。

b.ホールインワン賞

アマチュアゴルファーは、ゴルフのラウンドをプレーしている間に達成するホールインワンに対して、賞金を含め、規則3-2aの限度額を超える賞品を受け取ることができる。

注：ホールインワンはゴルフのラウンド中に達成されなければならない、そのラウンドに付随していなければならない。別々に複数の参加ができるコンテスト、ゴルフコース以外（例えば、ドライビングレンジやゴルフシミュレーター）で行われるコンテストやパッティングコンテストはこの規定の適用を受けず、規則3-1や規則3-2aの制限を受ける。

3-3. 記念品

a.通 則

アマチュアゴルファーは、規則3-2に規定されている小売価格の限度額を超える記念品を受け取ってはならない。

b.複数の記念品

アマチュアゴルファーは、異なる寄贈者からの寄贈であれば、2

個以上となっても、これらの記念品を受け取ることができる。その場合、小売価格の合計額が限度額を超えてもよいが、記念品1個当りの限度額についての規制を免れるために複数の記念品に分けて贈られるものであってはならない。

規則4 費用

4-1. 通 則

規則で規定されている場合を除き、アマチュアゴルファーはゴルフ競技やエキシビションでプレーするための費用を誰からであろうと、現金その他で受け取ってはならない。

4-2. 競技費用の受領

アマチュアゴルファーは、この規則のa項からg項に規定されている場合は、ゴルフ競技やエキシビションをプレーするために、実際に要した費用を超えない合理的な競技費用を受け取ることができる。

アマチュアゴルファーが教育機関のゴルフ奨学金を受ける場合（規則6-5）、あるいは将来そのような奨学金を申し込む場合、すべての競技費用が該当する奨学金基準に基づく正当なものであることを確実にするためにそのような奨学金を管理する国の団体や関連する教育団体に相談することが勧められる。

a.家族による援助

アマチュアゴルファーは家族や法的保護者より費用を受け取ることができる。

b.ジュニアゴルファー

ジュニアゴルファーはジュニアゴルファーのみに限定された競技に出場する場合の費用を受け取ることができる。

注：競技がジュニアゴルファーのみに限定されていない場合、ジュニアゴルファーは規則4-2cの規定に基づいてその競技で競技する費用を受け取ることができる。

c. 個人競技

アマチュアゴルファーは次の条件を満たしていれば、個人競技に参加するための費用を受け取ることができる。

- (i) 競技がプレーヤーの自国で行われる場合、その費用はそのプレーヤーの国、地区、都道府県のゴルフ連盟や協会によって承認され、支払われなければならない。あるいはそのような団体の承認があれば、そのプレーヤーのゴルフ倶楽部により支払われることができる。
- (ii) 競技が他の国で行われる場合、その費用はプレーヤーの国、地区、県のゴルフ連盟か協会によって承認され、支払われなければならない。あるいはプレーヤーの国の連盟や協会の承認に基づいて、プレーヤーが競技に参加している地域のゴルフを統轄している団体によって支払われなければならない。

統轄団体は費用の受け取りを1暦年につき特定の競技日数に制限することができ、アマチュアゴルファーはその制限を超えて費用を受け取ってはならない。この場合、費用は競技日数に関連する妥当な移動日と練習日の日数を含むものとする。

例外：アマチュアゴルファーは直接的であろうと間接的であろうと、プロフェッショナルゴルファーのエージェント（規則2-2参照）あるいは**統轄団体**によって決定されるであろういかなる他の類似の団体から費用を受け取ってはならない。

注：規則に規定されている場合を除き、**ゴルフの手腕や名声**のあるアマチュアは費用の出所について宣伝や広告をしてはならない（規則6-2参照）。

d. ティーム競技

アマチュアゴルファーはティーム競技、練習会、合宿に次の代表として参加する場合に費用を受け取ることができる。

- 国
- 都道府県、地区のゴルフ連盟、協会
- ゴルフ倶楽部

- 事業、産業
- 類似の団体

注1：類似の団体には公的教育機関や軍隊を含む。

注2：規則に規定されている場合を除き、費用はアマチュアゴルファーが代表となっている団体や競技に参加している国の**ゴルフ統轄団体**によって支払われなければならない。

e. ゴルフの手腕に関係のない招待

ゴルフの手腕に関係のない理由（例：著名人、仕事関係者や企業顧客）によりゴルフへの参加の招待を受けたアマチュアゴルファーは費用を受け取ることができる。

f. エキシビション

公的慈善団体を援助するためのエキシビションに参加する場合、アマチュアゴルファーは参加費用を受け取ることができる。ただし、そのエキシビションがそのプレーヤーが競技する他のゴルフイベントとは関係なく、単独で実施されていることを条件とする。

g. スポンサー付ハンディキャップ競技

アマチュアゴルファーはスポンサー付ハンディキャップ競技に参加する際に費用を受け取ることができるが、その競技については次のことが承認されていることが条件である。

- (i) 競技がプレーヤーの自国で行われる場合、スポンサーは毎年、**統轄団体**の事前承認を先ず受けなければならない。
- (ii) 競技が複数の国にまたがって行われる場合や、他国のプレーヤーが参加する場合は、スポンサーは**各統轄団体**の事前承認を先ず受けなければならない。この承認の申請は競技が開始される国の**統轄団体**に送付されなければならない。

4-3. ゴルフ関連費用

アマチュアゴルファーは、競技ではないゴルフ関連活動のために、実費を超えない合理的な費用を受け取ることができる。

例外：アマチュアゴルファーは、直接的であろうと間接的であろ

うと、プロフェッショナル・エイジェント（規則2-2参照）や、統括団体によって決定される他の類似の団体から費用を受け取ってはならない。

注：規則に規定されている場合を除き、**ゴルフの手腕や名声**のあめアマチュアは費用の出所について宣伝や広告をしてはならない（規則6-2参照）。

4-4. 生計費

アマチュアゴルファーは、生活費を補助するために、実際に負担された費用を超えない範囲内で適当な生計費を受け取ることができる。ただし、その費用はプレーヤーの国のゴルフ連盟や協会によって承認されかつ支払われなければならない。そのような生計費が必要か、または適切かどうかの決定に際し、その費用の承認の唯一の裁量権を持つその国のゴルフ協会や連盟は、様々な要因の中で特に該当する社会的、経済的状況を考慮する必要がある。
例外：アマチュアゴルファーは、直接的であろうと間接的であろうと、プロフェッショナル・エイジェント（規則2-2参照）や、統括団体によって決定される他の類似の団体から生計費を受け取ってはならない。

規則5 ゴルフ技術の指導

5-1. 通 則

規則で規定されている場合を除き、アマチュアゴルファーは**ゴルフ技術の指導**を行って、直接的であろうと、間接的であろうと支払や報酬を受け取ってはならない。

5-2. 報酬の受領が許される場合

a. 学校、大学、キャンプなど

(i)教育機関や教育制度の職員あるいは(ii)キャンプや他の類似の組織されたプログラムの指導員であるアマチュアゴルファーは、その機関や制度あるいはキャンプの生徒に対して**ゴルフ技術の指導**を行って報酬を受け取ることができる。ただし、**ゴルフ技術の**

指導のために費やすことのできる合計時間が職員あるいは指導員としての総勤務時間の50%未満であることを条件とする。

b. 認可されたプログラム

アマチュアゴルファーは、前もって統轄団体によって認可されたプログラムの一環として**ゴルフ技術の指導**を行って費用や、支払いあるいは報酬を受け取ることができる。

5-3. 文書によるゴルフ技術の指導

アマチュアゴルファーは、ゴルファーとしての本人の能力や評判が本人の雇用や本人への執筆依頼、その作品の販売を決定づけるほどの有力要因ではないと認められる場合には、文書による**ゴルフ技術の指導**を行って支払や報酬を受け取ることができる。

規則6 ゴルフの手腕や名声の利用

規則6に基づく以下の規定は手腕や名声のあるアマチュアゴルファーに対してのみ適用となる。

6-1. 通 則

規則で規定されている場合を除き、**ゴルフの手腕や名声**のあるアマチュアゴルファーは、金銭的利益を得るためにその手腕や名声を利用してはならない。

6-2. 宣伝、広告、販売

ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、次のことに対して直接的であろうと間接的であろうと、支払い、報酬や私的な便宜を受けたり、金銭的利益を得るためにその手腕や名声を利用してはならない。

- (i)どのようなものであってもその宣伝、広告、販売をすること。
- (ii)どのようなものであってもその宣伝、広告、販売のために第三者によって自分の氏名や肖像が利用されることを許可すること。

この規則では、たとえ支払いや報酬を受け取らなかったとしても、アマチュアゴルファーは、宣伝、広告、販売をすることによって、あるいはその宣伝、広告、販売のために第三者によって自分

の氏名や肖像が利用されることを許可することによって、私的な便宜を受けたものとみなされる。

例外：手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは次の普及を促進するために自分の氏名や肖像が使用されることを許すことができる。

- (a)国、地区、都道府県のゴルフ連盟や協会、あるいは、
- (b)広く認められたチャリティー（あるいは類似の正当な理由のあるもの）。
- (c)国のゴルフ連盟や協会の認めるものでゲームの発展の利益となったり、寄与したりするものとみなされるゴルフ競技や他のイベント。

アマチュアゴルファーは上記の方法で自分の手腕や名声が使用されることを許可したことに対して、直接的であろうと間接的であろうと、支払いや報酬を受けたり、金銭的利益を得てはならない。しかしながら、アマチュアゴルファーはその促進活動に関連して実際に負担された費用を超えない合理的な費用を受け取ることができる。

注1：手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、広告に一切関与しないことを条件に、ゴルフ用具を扱う者から用具を受け取ることができる。

注2：ゴルフ用具や衣類上への限定的な名前やロゴの表示は許される。この注に関するさらなる情報と正確な解釈は「アマチュア資格規則裁定集」に規定されている。

6-3. 会合などへの出席・出演

ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、会合などへ出席・出演することによって、直接的であろうと間接的であろうと、支払い、報酬や私的な便宜を受けたり、金銭的な利益を得るためにその手腕や名声を利用してはならない。

例外：ゴルフ競技やエキシビションとは無関係であることを条件に、ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは会合など

への出席や出演に要した実費を受け取ることができる。

6-4. 放送と執筆

ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、次のことを条件に放送や執筆をすることにより支払い、報酬、私的な便宜や金銭的な利益を得ることができる。

- (a)放送や執筆が本人の主要な仕事あるいは職業の一部であり、**ゴルフ技術の指導**を含まないこと（規則5）。
- (b)放送や執筆がパートタイムの仕事である場合、プレーヤーが解説、記事や本の実際の著者であり、かつ**ゴルフ技術の指導**を含まないこと。

注：ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは解説、記事や本の中でどのようなものであっても宣伝あるいは広告をしてはならない（規則6-2参照）。

6-5. 教育的助成金と奨学金

ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、その諸条件を統轄団体が認めた教育的助成金や奨学金の恩恵を受けることができる。

統轄団体は、アメリカ合衆国の全米大学体育協会（NCAA）や、教育団体の体育を管轄する他の類似の組織の規定に従っているものなどのような教育的助成金や奨学金の諸条件を事前承認することができる。

アマチュアゴルファーが教育的ゴルフ奨学金を受ける場合、あるいは将来そのような奨学金への申請ができる場合、いかなる第三者との契約や合意（規則2-2b）や、競技費用（規則4-2）が適切な奨学金規定に基づいて認められるようにするために、そのような奨学金を規定する国の団体や関連する教育団体に相談することを勧める。

6-6. 会員資格

ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、そうした申し出がその倶楽部やコースのためにプレーする誘引としてなき

れないことを条件に、会員資格や特権の区分に対する全額を支払うことなしにゴルフ倶楽部の会員資格やゴルフコースの特権の申し出を受けることができる。

規則7 アマチュアリズムに有害なその他の行為

7-1. アマチュアリズムに有害な行為

アマチュアゴルファーは、アマチュアゲームの利益に有害な行為をしてはならない。

7-2. 規則の目的に反した行為

アマチュアゴルファーは、規則の目的に反する行為を行ってはならない。その行為にはゴルフに関連してのギャンブル行為を含む。

規則8 施行手続

8-1. 違反に対する裁定

アマチュアゴルファーであると自認するプレーヤーについて規則違反の可能性があるとの情報を委員会が得た場合、違反があったかどうかの判断は委員会の決定事項である。どのようなケースも、委員会は妥当と思われる範囲で調査を行った上、その是非を審議するものとする。委員会の裁定は最終とする。ただし、規則に規定されている上訴がなされた場合はこの限りではない。

8-2. 措置

プレーヤーに規則に違反する行為があったと裁定した場合、委員会は、そのプレーヤーのアマチュア資格喪失を宣言するか、またはアマチュア資格保持の条件として、違反行為を自制するか止めるようにそのプレーヤーに要求することができる。

委員会は、そのプレーヤーに規則8-2に基づいて取った措置を通告するべきで、関連するゴルフ協会や連盟にも通告することができる。

8-3. 上訴手続

各統轄団体は、規則の執行に関するいかなる裁定に対してもその影響を受ける者が上訴できる手続きを規定するべきである。

規則9 アマチュア復帰

9-1. 通則

委員会は、以下について唯一の権限を有する。

- プロフェッショナルゴルファーや規則に抵触したその他の人のアマチュア資格への復帰
- 復帰に必要な待ち期間の規定
- 復帰の拒否

ただし、規則に規定されている上訴がなされた場合はこの限りではない。

9-2. 復帰申請

復帰申請を審査する委員会は、通常、次の基準に従って措置するものとする。

a. 復帰待ち

アマチュアゴルフとプロフェッショナルゴルフは明らかに異なったゲーム形式であり、両者に別々の機会を与えている。そして、プロフェッショナルからアマチュアへ地位を変える過程が非常に簡単だとすると、どちらの利益にもならない。さらに、すべての規則違反に対して抑止力があることが必要である。したがって、アマチュア資格の復帰申請者は、委員会の定める復帰待ち期間の間、復帰の承認が得られるまで待機しなければならない。

復帰待ち期間はプレーヤーが最後に規則に違反した日から通常起算する。ただし、(a)委員会がプレーヤーの最後に違反した日を知った日、あるいは(b)委員会がその他の日から起算することに決定した場合には、この限りではない。

b. 復帰待ち期間

(i) プロフェッショナルリズム

一般に、復帰待ち期間はプレーヤーの違反期間と関連するが、通常、少なくとも1年間規則を順守した後でなければアマチュア資格復帰の資格を得られない。

委員会によって適用される復帰待ち期間については以下のガイドラインが勧められる。

違反期間 復帰待ち期間

6年未満 1年間

6年以上 2年間

しかしながら、申請者が賞金のためのプレーを頻繁に行っていた場合は復帰待ち期間を延長することができる。申請者の復帰待ち期間を延長すべきかどうかを決定する際、競技のレベルや、それらの競技での申請者の結果が考慮されるべきである。すべてのケースにおいて、委員会は、前記の復帰待ち期間を延長したり短縮する権限を有する。

(ii) その他の規則違反

通常、1年間の復帰待ち期間を要する。しかしながら、違反が重大な場合、その期間を延長することがある。

c. 復帰の回数

プレーヤーは、原則として、2回までしか復帰を認められない。

d. 全国的に著名なプレーヤー

原則として、5年を超えてアマチュア資格規則に違反した全国的に著名なプレーヤーは復帰する権利はない。

e. 復帰待ち期間中の身分

復帰申請者は復帰待ち期間の間、アマチュアゴルファーへの申請を行ったので、規則を順守しなければならない。

復帰申請者はアマチュアゴルファーとして競技に参加する権利はない。しかしながら、倶楽部の承認があれば、復帰申請者がメンバーとなっているその倶楽部のメンバーだけで行われる競技に参加し、賞を受けることができる。復帰申請者は他の倶楽部との対抗戦で倶楽部の代表選手となることはできない。ただし、その

競技に参加する倶楽部あるいは組織される委員会の承認がある場合はこの限りではない。

復帰申請者は競技規定でアマチュアゴルファーに限定されていない競技にその申請を棄損することなく参加することができる。ただし、復帰申請者として参加することが条件である。復帰申請者はその競技で提供されるいかなる賞金に対する権利も放棄しなければならない、アマチュアゴルファーのために用意されたいかなる賞品（規則3-1）も受け取ってはならない。

9-3. 復帰申請の手続き

各自の復帰申請書は、その委員会が決めた手続きに従って提出されなければならない、そこには委員会が要求する情報が含まれる。

9-4. 上訴手続き

各統轄団体は、規則の施行に関するいかなる裁定に対してもその影響を受ける者が上訴できる手続きを規定するべきである。

規則 10 委員会の裁定

10-1. 委員会の裁定

委員会の裁定は最終とする。ただし、規則8-3と規則9-4に規定されている上訴がなされた場合はこの限りではない。

10-2. 規則に疑問がある場合

R&A以外の統轄団体の委員会が、疑わしい、あるいは規則では取り扱われていない事例と考えた場合には、その裁定を行う前にR&Aのアマチュア資格委員会に意見を聞くことができる。